

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて  
(Q & A) (その3)

〈入院基本料等〉

問1 被災地（災害救助法の適用対象市町村（東京都を除く。））にある医療機関における「7対1入院基本料及び10対1入院基本料における一般病棟看護必要度評価加算」については、平成23年4月8日付け保険局医療課の事務連絡において「当面の間、今般の震災によりやむを得ない場合は、重症度・看護必要度はできる限り測定することとし、重症度・看護必要度について、患者数が基準を下回った場合であっても、震災前より算定していた入院基本料を引き続き算定できることとする。」ことが示されているが、急性期看護補助体制加算の施設基準についても同様の取扱いと考えてよいのか。

(答)

その通り。

〈訪問看護〉

問2 被災前から週3日の訪問看護を受けていた利用者が、今回の震災に伴い、親戚の家等に避難し、被災前から訪問看護を受けていた訪問看護ステーションから週3日の訪問看護が困難な場合、他の訪問看護ステーションと連携し、複数の訪問看護ステーションから訪問看護を提供しても、訪問看護療養費を算定出来るか。

(答)

今回の震災に伴う避難により、被災前から訪問看護を受けていた訪問看護ステーションからのみでは、従前と同等のサービスを受けることが困難となった場合においては、被災前から訪問看護を受けていた訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーションとが連携して複数の訪問看護ステーションから訪問看護を提供した場合であっても、当面、訪問看護療養費を算定することができる。

なお、その場合には被災前から訪問看護を受けていた訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーションが、それぞれレセプトの上部に赤字で、**複**と記載して請求を行うこと。

（訪問看護療養費明細書の「特記事項」欄の「1 他①」の数字を○で囲み、当該他の指定訪問看護ステーションの所在地及び名称を記載すること。なお、電子計算機の場合は、「1 他の①」の○に代えて（ ）等を使用して記載して差し支えない。）

問3 問2のような場合、主治医は連携先のステーションに対して改めて訪問看護指示書を交付する必要があるのか。

(答)

その通り。

〈無償提供された医薬品の取扱い〉

問4 今回の災害において、保険医療機関に無償で提供された医薬品については、保険請求上、どのように取り扱うのか。

(答)

今回の災害に伴い、被災地（災害救助法の適用対象市町村（東京都を除く。））にある保険医療機関に無償で提供された医薬品については、震災の混乱等によりこれらと保険医療機関が購入した医薬品を区別することが困難であることから、薬剤料を請求することは差し支えない。